

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認(二件)

字の区域の変更(二件)

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

土地改良区の役員の就退任(三件)

松くい虫被害対策実施計画の変更

保安林の指定の解除

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

◇ 正 誤 昭和六十一年三月三十一日付鳥取県公報号外第十九号中
訂正

告 示

鳥取県告示第四百六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、気高町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置
(昭和六十一年二月二十六日現在の地番による。)

気高町大字八束水字姫路二七〇六の一の地先

新たに生じた土地の面積

四、四九九・七五平方メートル

鳥取県告示第四百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、気高町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置

(昭和六十一年二月二十六日現在の地番による。)

気高町大字八束水字姫路二七〇六の一の地先

新たに生じた土地の面積

四、一五二・六六平方メートル

鳥取県告示第四百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十一年二月二十六日現在の地番による。）
大字八束水字姫路	大字八束水字姫路の全域 大字八束水字姫路二七〇六の一の地先の土地

鳥取県告示第四百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十一年二月二十六日現在の地番による。）
大字八束水字姫路	大字八束水字姫路の全域 大字八束水字姫路二七〇六の一の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
安 梅 医 院	東伯郡関金町大字大鳥居二二六	昭和六十一年三月二十七日

鳥取県告示第四百十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
足 立 医 院	境港市幸神町一八	昭和六十一年二月一日
安 梅 医 院	東伯郡関金町大字大鳥居二二六	昭和六十一年二月二十七日

鳥取県告示第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 周一 西伯郡淀江町大字稻吉九三

昭和六十年八月八日退任

監事 加藤 弘 西伯郡淀江町大字西原九四九

昭和六十年七月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山根 稔 西伯郡淀江町大字稻吉一三七

監事 吹野 美彰 ” 大字西原九六一

昭和六十一年三月二十日就任 任期昭和六十二年十月十九日まで

鳥取県告示第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山根 勝美 倉吉市桜四二九

” 西山 栄太郎 ” 福本一五〇一五

” 柴山 正行 ” 横田六八六

” 河本 英隆 ” 福光四一九

” 野谷 貞一 ” 三江四六四一

” 清水 昭 ” 尾田一七五

” 田中 敏男 ” 上米積八一五一二

” 藤井 毅治 ” 上福田二九〇

” 門脇 馨 ” 岡一七六

” 美浦 好信 ” 三江一四四

” 小谷 龍之進 ” 福積一一八

” 楠本 正寿 ” 服部六〇五

監事 岩本 壽明 ” 横田一一八一三

” 石田 博美 ” 服部七四五

” 矢田 幹雄 ” 三江五三二

昭和六十一年三月十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山根 勝美 倉吉市桜四二九

” 西山 栄太郎 ” 福本一五〇一五

柴山正行	横田六八六
門脇馨	岡一七六
藤井毅治	上福田二九〇
美浦好信	三江一四四
野谷貞一	四六四一
清水昭	尾田一七五
田中敏男	上米積八一五一二
小谷龍之進	福積一一八
楠本正寿	服部六〇五
徳田早苗	福光四四二
岩本壽明	横田一一八一三
矢田幹雄	三江五三二
田村範幸	服部二二二

昭和六十一年三月十九日就任 任期四年

鳥取県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事	村瀬秀治	米子市二本木五六四
"	塚谷正之	" 今在家一四五
"	益田信夫	西伯郡日吉津村大字富吉一一一〇
"	坂金一彦	米子市浦津六六
"	大橋宗春	西伯郡岸本町吉長三五〇一一
"	勝部晃	" 遠藤二三
"	森田幾蔵	米子市河岡七〇一
"	倉田繁夫	" 一部三六九一三
"	内藤卓也	" 東八幡二五五一一
"	若松宗知	" 古豊千六四一一
"	植田森男	" 六五四
"	遠藤豊一	" 下新印七四
"	西村功	" 赤井手一九七一
"	後藤潔	" 尾高一七二四
"	高橋十	" 上新印二九三
"	今中満通	" 吉岡一九四
"	黒多仁	" 蚊屋二八六一
"	林徳喜	西伯郡淀江町大字佐陀一四八一二
"	石川武春	" 日吉津村大字日吉津三九四
"	尾村英夫	" 六九七
"	深田豊	" 大字今吉二八二
"	船場始	米子市河岡五九〇
"	河本惣也	" 古豊千二六六

昭和三十二年四月四日退任

番原通弘 下新印一七七

妹尾晋 二本木二七二

就任した役員の名及び住所

理事 村瀬秀治 米子市二本木五六四

若松宗知 古豊千六四一

坂金一彦 浦津六六

倉田繁夫 一部三六九一三

尾村英夫 西伯郡日吉津村大字日吉津六九七

内藤卓也 米子市東八幡二五五一一

大橋宗春 西伯郡岸本町吉長三五〇一一

門田辰己 日吉津村大字日吉津三二六

山根作次 大字富吉一〇五二

田中武 米子市蚊屋一四六

小原晋輔 赤井手三九三

船場始 河岡五九〇

森中民治 吉岡二五〇

井田功 尾高一二八一三

植田森男 古豊千六五四

小林二郎 西伯郡淀江町大字佐陀五七一

高橋十 米子市上新印二九三

遠藤豊一 下新印七四

勝部晃 西伯郡岸本町遠藤二二三

松原宏章 米子市今在家一三五

河本愨也 古豊千二六六

妹尾晋 二本木二七二

門田之実 下新印二五九

勝部恵 西伯郡岸本町遠藤一三

佐藤昭義 淀江町大字佐陀一九二

昭和六十一年四月五日就任 任期四年

鳥取県告示第四百十五号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条第一項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を変更したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県松くい虫被害対策実施計画（昭和六十年四月鳥取県告示第五百二十七号）の一部を別紙のとおり改正する。

（「別紙」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字浜通二四七五の一八一（次の図に示す部分に限る。）、二四七五の一八〇

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、鳥取市卯垣滝山土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

鳥取市卯垣滝山土地区画整理組合

二 事業施行期間

変更前 昭和五十七年七月二十七日から昭和六十一年三月三十一日まで

で

変更後 昭和五十七年七月二十七日から昭和六十四年三月三十一日まで

で

三 施行地区

鳥取市卯垣字山川向、字ギツトリ、字坂ノ谷ノ下、字ハザマ及び字下ハザマの各一部並びに同市滝山字向田通り、字首山下、字流田、字山川向及び字坂ノ谷の各一部

四 事務所所在地

鳥取市庖丁人町二八一二 永興電業有限会社内

五 設立認可の年月日

昭和五十七年七月二十四日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場及び施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行

う。

八 変更認可の年月日

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県告示第四百十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取

県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等についての一部を次のように改正し、昭和六十一年五月一日から施行する。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表中

日野農業協同組合	黒坂農業協同組合
本 所	本 所
多里支所 阿毘縁支所 石見支所 福栄支所 日野上支所 山上支所 大宮支所	日野郡日野町黒坂
日野郡日野町根雨	日野郡日野町生山 日野郡日南町印賀 日野郡日南町茶屋 日野郡日南町矢戸 日野郡日南町福塚 日野郡日南町上石見 日野郡日南町阿毘縁 日野郡日南町湯河

日野郡日南町生山 日野郡日南町印賀 日野郡日南町茶屋 日野郡日南町矢戸 日野郡日南町福塚 日野郡日南町上石見 日野郡日南町阿毘縁 日野郡日南町湯河	株式会社山陰合同銀行 生山支店
日野郡日野町根雨 日野郡日野町黒坂	株式会社山陰合同銀行 根雨支店

株式会社山陰合同銀行 根雨支店	株式会社山陰合同銀行 生山支店
--------------------	--------------------

を

日野郡日南町湯河	日野郡日南町阿毘縁
日野郡日南町上石見	日野郡日南町福塚
日野郡日南町矢戸	日野郡日南町茶屋
日野郡日南町印賀	日野郡日南町生山
日野郡日野町黒坂	日野郡日野町根雨

に改める。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和61年4月30日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	昭和61年6月23日 午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第二庁舎5 階第21会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉吉 の各警察署の管内に 居住する者

経 験 者 講 習	日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和61年5月27日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第二庁舎5 階第21会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭及び浜村の各警 察署の管内に居住す る者	
昭和61年6月10日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市祇町1丁目151 鳥取県米子警察署会 議室	米子、境港、溝口及 び黒坂の各警察署の 管内に居住する者	

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当するもの

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

7 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 4 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
 5 考査
 初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続
 所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地为管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

7 講習手新料及び納付方法

(1) 講習受講手新料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）

正 誤

昭和六十一年三月三十一日付鳥取県公報号外第十九号中次の箇所に誤り
 があつたので、訂正する。

頁

十四

25.0

十五

講
整
手
当

25.0%

調
整
手
当

十六

議
副
議
長
長

議
副
議
員
長